

## 別紙3 支給決定等の流れ

|   | 内 容   |
|---|---|
| ① | 利用希望者が事業所に在宅利用受け入れが可能か相談する。   |
| ② | 事業所は、利用希望者の在宅利用の必要性についてアセスメントする。  |
| ③ | 事業所は、アセスメント結果を踏まえて、 <ul style="list-style-type: none"><li>・「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用のための申立書」</li><li>・「個別支援計画」（在宅利用を盛り込んだもの）</li><li>・「運営規定」の写し（在宅で実施する訓練内容及び支援内容が明記されているもの）</li></ul> を作成する。 |
| ④ | 相談支援事業所は、利用希望者からの依頼により、 <ul style="list-style-type: none"><li>・「サービス等利用計画（案）」</li></ul> を作成する。<br>※事業所は「③」で作成した資料を事前に相談支援事業所に提供し、事前に計画策定の可否を検討し、本人との面談（モニタリング等）を踏まえて計画を作成する。                      |
| ⑤ | 利用希望者は、「③」「④」において作成された書類を添付し、障がい福祉サービスの利用申請若しくは変更申請を行う。<br>(必要に応じて、市が申立書に関する事項や在宅利用の必要性に関するアセスメント結果及び支援方針をお聞きする場合があります。)  |
| ⑥ | 市は、上記③の申立書及び上記④を基に、利用希望者が上記在宅利用の対象者像にあてはまるか否かを判断する。   |
| ⑦ | 市は、受給者証の発行に際して支給決定内容欄に「在宅利用可」の旨を付記する。   |
| ⑧ | 事業所は、受給者証が「在宅利用可」となっていることを確認してから在宅利用のサービスを提供する。   |

■ 受給者証記載例

(四)

| 訓練等給付費の支給決定内容 |                            |
|---------------|----------------------------|
| 障害支援区分        |                            |
| 認定有効期間        | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで       |
| サービス種別        | 就労継続支援B型                   |
| 支給量等          | 当該月の日数から8日を控除した日数/月        |
| 支給決定期間        | 令和 3年 3月 1日から令和 6年 2月29日まで |
| サービス種別        |                            |
| 支給量等          |                            |
| 支給決定期間        | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで       |
| サービス種別        |                            |
| 支給量等          |                            |
| 支給決定期間        | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで       |
| 予備欄           | 在宅利用可                      |